

議 事 録

会議の名称	令和7年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年8月25日(月) 午後2時から 午後2時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第35号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年) (2) 第36号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間) (3) 第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出について (5) 報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (6) 報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (7) 報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第8回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第8回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第8回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第8回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に、議席3番金井委員、議席4番戸谷委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案3件及び告4件です。</p> <p>はじめに、第35号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号18番、番号25番、番号26番、番号74番、番号104番、番号105番、番号132番、番号136番から番号139番まで、番号141番、番号142番、番号144番、番号145番、番号149番、番号150番、番号165番から番号167番まで、番号171番、番号184番、番号197番、番号198番、番号207番から番号209番まで、番号225番及び番号236番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第35号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第35号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(通年)、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降「機構法」と申し上げますが、機構法第18条第3項の規定に基</p>

	<p>づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農用地利用集積等促進計画、以降「促進計画」と申し上げますが、この「促進計画」は、農地中間管理機構が地権者から借受、耕作者に貸付を行うものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容でございますが、2ページから18ページまでの借受については、番号18番、番号25番、番号26番、番号74番、番号104番、番号105番、番号132番、番号136番から番号139番まで、番号141番、番号142番、番号144番、番号145番、番号149番、番号150番、番号165番から番号167番まで、番号171番、番号184番、番号197番、番号198番、番号207番から番号209番まで、番号225番及び番号236番を除く、申請件数227件、田77筆及び畑150筆の面積合計279,984.61平方メートルでございます。</p> <p>また、19ページの耕作者の変更については、申請件数1件、田1筆の面積962平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号74番、番号104番、番号105番、番号132番、番号138番、番号139番、番号184番及び番号236番を審議します。ついては、倉林推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号18番、番号74番、番号10</p>

	<p>4番、番号105番、番号132番、番号138番、番号139番、番号184番及び番号236番をご説明いたします。</p> <p>計画内容でございますが、3ページ、6ページ、8ページ、10ページ、13ページ及び16ページをお願いいたします。申請件数は、9件です。田3筆、畑6筆の面積合計12,366平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権及び使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。倉林推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号25番、番号26番、番号136番、番号137番、番号141番、番号142番、番号144番、番号145番、番号149番、番号150番、番号171番及び番号225番を審議します。ついては、議席11番宮部委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号25番、番号26番、番号136番、番号137番、番号141番、番号142番、番号144番、番号145番、番号149番、番号150番、番号171番及び番号225番をご説明いたします。</p> <p>計画内容でございますが、3ページ、10ページから12ページまで及び16ページをお願いいたします。申請件数は、12件です。畑8筆、田4筆の面積合計14,104平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権及び使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p>

	<p>ます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。宮部委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する借受に係る番号165番から番号167番まで及び番号207番から番号209番までを審議します。ついては、高山推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号165番から番号167番まで及び番号207番から番号209番までをご説明いたします。</p> <p>計画内容でございますが、12ページ、14ページ及び15ページをお願いいたします。申請件数は、6件です。畑6筆の面積合計4,922平方メートルでございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。高山推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、本議案のうち借受に係る番号197番及び番号198番までを審議しますが、私、議席13番田端が議事参与の制限に該当しますので退席します。退席時の進行は、会議規則第6条第2項の規定により細野会長代理にお願いします。</p>
細野会長 代理	<p>(退席後)</p> <p>それでは、議席13番田端会長が、議事参与の制限に該当するため、会長代理である議席1番、私、細野が議長となり、議事を整理します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議事参与の制限に該当する借受に係る番号197番及び番号198番をご説明いたします。</p> <p>計画内容でございますが、14ページをお願いいたします。申請件数は、2件です。田2筆の面積合計3,021平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
細野会長 代理	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席13番田端会長の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>議席13番田端会長が復席いたしましたので、議長の職務を降ろさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、第36号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(期間)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第36号議案をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたし</p>

	<p>ます。</p> <p>第36号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について（期間）、本議案は、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用集積等促進計画（案）に対しまして、機構法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、21ページをお願いいたします。申請件数は、62件です。麦作期間の借受でございまして、田21筆、畑41筆の面積合計96,419平方メートルでございます。設定する権利は、使用貸借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>促進計画は、機構法第18条第5項の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画の内容でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第37号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、整理番号3を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第37号議案をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>第37号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、26ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転6件及び使用貸借権1件でございます。</p> <p>引き続き、議事参与の制限に該当する、整理番号3を除く整理番号1、整理番号2及び整理番号4から整理番号7までをご説明いたします。</p> <p>はじめに整理番号1でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりで</p>

す。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。

申請地位置図は、27ページをお願いいたします。5-1について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。26ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。

申請地位置図は、28ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。26ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、30ページをお願いいたします。5-4について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるもの

	<p>と判断しております。</p> <p>次に、整理番号5でございます。26ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、31ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号6でございます。26ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、高齢者福祉施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、32ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号7でございます。26ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、33ページをお願いいたします。5-7については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	上程議案の整理番号1、整理番号2及び整理番号4から整理番号7までに

	<p>ついて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席12番永尾委員の報告を求めます。</p>
永尾委員	<p>5-1について、12番永尾より報告させていただきます。</p> <p>8月21日午前11時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書27ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は国道254号線生野交差点から東へ約250メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅3棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでおり、幹線道路や商業施設等からも近く住宅を建設するにあたり最適とのことです。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席9番反町委員が欠席となりますので、同地区担当の高田推進委員の報告を求めます。</p>
高田推進委員	<p>反町委員に変わり高田より報告させていただきます。8月19日午後4時頃、反町委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書28ページの地図の5-2の箇所をご覧ください。申請地は、増国寺から北東約160メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅5棟を建設する計画となっております。当地は幹線道路から近く、周囲も宅地化が進んでいるため、住宅地として需要が高いと判断したとのことです。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木誠次委員	<p>5-4について、10番鈴木より報告させていただきます。</p> <p>8月19日午前7時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書30ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は今井金鑽神社から西に約200メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は申請地付近の借家に夫婦で生活しています。将来のため、自己用住宅の建</p>

	<p>築を計画していたところ、申請地が見つかり、住環境が整っており、現在の居住地から近く、生活環境を変えずに生活ができると考え、今回の申請に至ったとのことです。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>す。</p> <p>申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>す。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、議席9番反町委員が欠席となりますので、同地区担当の井上推進委員の報告を求めま</p> <p>す</p>
井上推進委員	<p>反町委員に変わり井上より報告させていただきます。8月19日午前9時30分頃、反町委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書31ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、本田集落センターのすぐ北の隣地に位置して</p> <p>おります。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転でございます。申請人は、申請地付近の実家にて両親と同居して生活しています。結婚をし、現在の住まいでは手狭なこと、将来家族が増えることを考慮し、独立をしたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。申請地は実家に近く、両親の面倒も見やすく子育てにも最適とのことで選定したとのことです。</p> <p>申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>す。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、議席10番鈴木委員の報告を求めま</p> <p>す。</p>
鈴木誠次委員	<p>5-6について、10番鈴木より報告させていただきます。8月 日 時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書32ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は西今井自治会館の北側に隣接して</p> <p>おります。</p> <p>申請目的は高齢者福祉施設です。申請人は、深谷市、本庄市で介護施設を運営しており、利用者数も増えてきたことから、既存の施設から近く、連携が取りやすい申請地に有料老人ホームを建設に至ったとのことです。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>す。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>す。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、議席11番宮部委員の報告を求めま</p> <p>す。</p>
宮部委員	<p>整理番号7について11番宮部より報告させていただきます。8月20日</p>

	<p>午前10時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書33ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は児玉中学校の道路を挟んだ南側に位置しております。</p> <p>申請目的は売買による土地分譲用地です。申請地は住宅が多く、商業施設などに近く、立地条件がよいことから、2区画に区分けし住宅地として販売を計画しているとのことです。</p> <p>用途地域は第一種中高層住居専用地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われまます。以上、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。次に、本案のうち、議事参与の制限に該当する整理番号3を審議します。ついては、福島推進委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議事参与の制限に該当する整理番号3をご説明いたします。26ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和7年4月8日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席2番内田委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、29ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてな</p>

	いものと判断しております。以上でございます。
議長	整理番号3について、議席2番内田委員の報告を求めます。
内田委員	<p>5-3について2番内田より報告させていただきます。8月18日午前11時30分頃、福島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書29ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、傍示堂集落センターより北東へ約130メートルに位置しています。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定です。受人は現在、市外の借家にて生活しています。将来のことを考え、自己用住宅の建設を計画し、今後の両親の世話を見据えて実家の近隣で物件を探していたところ、親族の土地の中で、条件に合う土地が見つかり、今回の申請に至ったとのことです。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。福島推進委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第34号をご説明いたしますので、議案書34ページをお願いいたします。</p> <p>報告第34号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、35ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第35号をご説明いたしますので、議案書36ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決</p>

	<p>処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、37ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第36号をご説明いたしますので、議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、39ページ及び40ページをお願いいたします。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第37号をご説明いたしますので、議案書41ページをお願いいたします。</p> <p>報告第37号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、42ページをお願いいたします。受案件数は、2件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第8回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>